

## うるま市会計年度任用職員 募集案内

募集職種 消費生活相談員 I（採用予定人数：3名）

募集条件等 別紙募集要項を参照

資格要件 消費生活相談員資格（消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者）又は消費生活専門相談員資格（独立行政法人国民生活センターの付与を受けた者）、普通自動車運転免許

区分 ①パートタイム会計年度任用職員（週36時間15分勤務）※2名採用予定  
②パートタイム会計年度任用職員（週24時間45分勤務）※1名採用予定

受付期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月18日（水）まで

受付時間 午前9時から午後5時まで

提出書類 うるま市会計年度任用職員申込書

※必要に応じ、書類等の提出を求めることがあります。

提出先 〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号  
うるま市役所 市民生活部 市民協働政策課（西棟1階）

提出方法 市民協働政策課へ直接提出又は郵送（受付期間最終日までに必着）

選考方法 1次選考（書類審査） 2次選考（面接選考）

合否通知 選考審査後、1週間以内に電話又は文書にて通知

### 【留意事項】

1. 下記に掲げる（1）～（3）の事項（地方公務員法第16条 欠格条項）に該当する者は応募資格がありません。

（1）拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）うるま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他その団体を結成し、またこれに加入した者

2. 選考に関する申込書類等は、原則として返却しません。

3. 採用に関しては、各年度の予算成立が条件となりますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先 うるま市役所 市民協働政策課 098-973-5487（直通）

# 会計年度任用職員募集要項

うるま市役所 市民生活部 市民協働政策課

TEL 098-973-5487

FAX 098-923-7186

|        |  |
|--------|--|
| 事業所名   | うるま市役所 市民生活部 市民協働政策課   |
| 職種     | 消費生活相談員 I  |
| 年齢     | 不問   |
| 採用人数   | 3名   |
| 雇用期間   | 令和8年4月1日～令和9年3月31日（契約更新の可能性あり）   |
| 就業場所   | うるま市役所 市民生活部 市民協働政策課（うるま市消費生活センター）<br>(うるま市みどり町一丁目1番1号)  |
| 仕事の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談に関する業務</li> <li>・消費者安全に関する啓発活動</li> <li>・窓口、電話対応業務</li> <li>・その他所属長が指示する業務</li> </ul>  |
| 学歴     | 不問   |
| 必要経験   | 消費生活相談業務に関する実務経験を有する者<br>パソコン操作の出来る方（ワード、エクセル）   |
| 必要資格   | 消費生活相談員資格（消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者）又は消費生活専門相談員資格（独立行政法人国民生活センターの付与を受けた者）、普通自動車運転免許  |
| 給与（報酬） | ①254,359円～261,000円<br>②152,615円～156,600円   |
| 給与締切日  | 月末   |
| 給与支払日  | 翌月20日  |
| 通勤手当   | 2km以上で距離や通勤方法に応じて支給。上限あり   |
| 期末勤勉手当 | 一定の要件を満たす場合に支給<br>【令和8年4月1日新規任用の支給例 6月末日(0.69ヶ月分)、12月末日(2.325ヶ月分)】   |
| 社会保険   | 共済組合、厚生年金、雇用保険   |
| 災害補償   | 沖縄県市町村非常勤職員公務員災害補償等組合補償又は労働者災害補償法に基づく補償  |
| 服務規程   | 地方公務員法に規定される服務に関する規定が適用され懲戒処分の対象<br>(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等への従事等の制限)<br>※パートタイム会計年度任用職員は営利企業従事(兼業)制限は対象外となりますが、届出が必要となります。  |
| 就業時間   | ①9:00～17:15（休憩12:00～13:00） 週5日勤務(月～金)<br>②9:00～17:15（休憩12:00～13:00） 週3日勤務(希望に応じて)  |
| 時間外勤務  | なし   |
| 定年     | なし   |
| 休日     | 土日祝祭日、慰靈の日、年末年始  |
| 備考     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件付採用となり、採用日から1月経過後に正式採用</li> <li>・年次有給休暇 10日／年</li> <li>・夏季休暇(有給) 3日</li> <li>・規則で定める特別休暇</li> <li>・職員専用の駐車場はありませんので、自家用車で通勤する場合は、周辺の月極駐車場等をご自身で確保する必要があります。</li> </ul> |
| 選考方法   | 1次選考（書類審査）、2次選考（面接選考）にて合否を決定する。  |
| 担当者    | 市民生活部 市民協働政策課 市民生活係 石嶺、安里  |
| 連絡先    | 098-973-5487   |

※関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更となります。